

学校法人植草学園公的研究費等の不正使用防止計画に関する基本方針

[平成27年3月30日理事会承認]

大学の研究活動は、社会の信頼と負託によって支えられており、公的研究費等は、その活動を支えるものであり、その不正使用は社会からの信頼等を損なう問題である。

学校法人植草学園は、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るため、理事会として次のとおり公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針を定める。

1. 不正使用防止対策に関する責任体制を明確にするため、次のとおり関係規程を体系化するとともに、ホームページに公表する。
 - (1) 学校法人植草学園公的研究費・管理規程（基本規程）
 - (2) 学校法人植草学園研究活動上の不正行為対応細則
 - (3) 学校法人植草学園公的研究費取扱細則
 - (4) 学校法人植草学園職員処分手続規程
2. 不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止する。（学校法人植草学園研究活動上の不正行為対応細則に定める。）
3. 事務処理手続きに関するルールや事務処理に関する権限と責任について明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。（学校法人植草学園公的研究費取扱細則に定める。）
4. 適正な予算執行を行うために、モニタリング等により実効性のあるチェックシステムを構築する。（学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程に定める。）
5. 公的研究費等の使用に関するルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。（学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程に定める。）
6. 公的研究費等の適正な管理・運営のため、全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。（学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程に定める。）
7. 公的研究費等に関する相談窓口を法人財務課とする。
（学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程に定める。）
8. 公的研究費の不正に関する通報を受け付けるための通報窓口を法人本部課とする。
（学校法人植草学園公益通報等規程に定める。）
9. この基本方針に基づき、不正使用防止計画を策定し、ホームページに公表する。